

# 改正刑法仮案成立過程における 裁判所侮辱をめぐる議論

——刑法改正起草委員会議事日誌に見る  
「審判の進行確保」と「裁判の威信擁護」——

吉 井 匡\*

## 目 次

序 章	はじめに
第1章	改正刑法仮案の成立過程
第2章	改正刑法仮案以外の裁判所侮辱に関する法規定
第3章	改正刑法仮案における裁判所侮辱
第4章	「審判の進行確保」のための規定の成立に至るまでの審議過程
第5章	「裁判の威信擁護」のための規定の成立に至るまでの審議過程
終 章	おわりに

## 序 章 はじめに

我が国における裁判所侮辱（特に直接侮辱）に関する規定は、明治7年に司法省が各裁判所に対して発した「裁判所取締規則」に始まる<sup>1)</sup>。その後、我が国初の近代的刑事手続法典である治罪法が明治13年に公布されるが、ここでは裁判所侮辱に関する規定は「第四編 公判 第一章 通則」の267条及び272条から275条に置かれている<sup>2)</sup>。治罪法公布から10年後の明治23年には裁判所構成法が公布され、ここでは、「第三編 司法事務ノ取扱 第一章 開廷」の108条から113条に裁判所侮辱に関する条文が見られ

---

\* よしい・たすく 香川大学法学部准教授

1) 拙稿「刑事法廷における秩序維持と威信擁護（1）」立命館法学326号266頁（2009年）。  
2) 拙稿・前掲注1）286頁。

る<sup>3)</sup>。この裁判所構成法制定以降、裁判所侮辱をめぐるのは、戦後の、「裁判所法」(昭和22年公布)及び特別法たる「法廷等の秩序維持に関する法律」(昭和27年公布)まで、新たな立法がなされることはなかった。

では、裁判所構成法から裁判所法に至るまでの半世紀以上に渡り、立法レベルで裁判所侮辱に関する議論がなされてこなかったのかといえ、そうではない。昭和戦前期における刑法改正作業、つまり「改正刑法仮案」成立に至る過程で、裁判所侮辱に関する議論はなされていたのである。

周知の通り、改正刑法仮案は、昭和15年に発表されるまで20年近い年月を費やし立案された、現行刑法制定以降の、昭和戦前期までの刑法改正事業の中心的成果である。だが、「当時の学界・実務界の権威を集めて作り上げられた」<sup>4)</sup>仮案は、刑法改正という形で結実することはなかった。そのことも影響してか、改正刑法仮案に関する研究は必ずしも十分とはいえない状況にある<sup>5)6)</sup>。しかし、改正刑法仮案は、その成立に当たって中心的役割を担った「刑法改正起草委員会」の議事日誌が初回から最終回に至るまで欠落なく残されているため、その議論状況を確認することができる。そこでは、裁判所侮辱をめぐる、興味深い議論が展開されている。本稿は、この議事日誌を中心史料として用いた上で、改正刑法仮案成立過

---

3) 治罪法の、刑事手続法としての後継法は裁判所構成法と同じ明治23年公布の旧々刑事訴訟法(明治刑事訴訟法)であるが、同法は182条で、

「被告人出頭シテ弁論スルコトヲ背セサルトキハ対席トシテ裁判ヲ為ス可シ

被告人審問ヲ妨ケ又ハ不当ノ行状ヲ為シ裁判長ヨリ退廷又ハ勾留ヲ命セラレタルトキ亦同シ若シ弁論二日ニ渉ルトキハ更ニ被告人ヲ出頭セシム可シ」

と規定するのみで、裁判所侮辱に関しては裁判所構成法が主要な役割を担っていた。

4) 中山研一「改正刑法仮案の歴史的考察」法律時報32巻8号289頁(1960年)。

5) 田中亜紀子「刑法」石川一三夫=中尾敏充=矢野達雄編『日本近代法制史研究の現状と課題』90頁(弘文堂、2003年)。

6) 但し、以下の3点は、近時の、改正刑法仮案の制定過程を取り扱った先行研究として挙げるができる。その3点とは、刊行年順に、林弘正『改正刑法仮案成立過程の研究』(成文堂、2003年)、小幡尚「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」高知大学学術研究報告(人文科学編)54巻1頁(2005年)、新井勉「改正刑法仮案の編纂と内乱罪」日本法学73巻2号805頁(2007年)である。特に、本稿第1章の執筆においては、林及び小幡の先行研究によって、その史料の所在を知ったものが多い。

程における、裁判所侮辱をめぐる議論の実態を明らかにすることを主たる課題とする。

なお本稿では、筆者において史料引用の際に旧漢字を常用漢字に改めた。

## 第1章 改正刑法仮案の成立過程

### 第1節 刑法改正予備草案成立まで

先述の通り、「改正刑法仮案」は20年近い年月を費やして立案された。ここではまず、改正刑法仮案の成立過程を、現行刑法制定以降の刑法改正事業の中での位置付けと共に概観する。

明治40年に公布された現行刑法の改正事業の本格化は、大正10年10月の臨時法制審議会<sup>7)</sup> 諮問第4号<sup>8)</sup> に始まる。

#### 「臨時法制審議会諮問第四号

政府ハ主トシテ左ノ理由ニ基キ現行刑法ノ規定中改正スヘキモノアリト認ム其ノ可否如何若シ可トセハ改正ノ綱領如何

一 現行刑法ノ規定ハ之ヲ我国固有ノ道德及美風良習ニ稽ヘ改正ノ必要アルヲ認ム。

一 現行刑法ノ規定ハ人身及名誉ノ保護ヲ完全ニスル為改正ノ必要アルヲ認ム。

一 輒近人心ノ趨向ニ見テ犯罪防遏ノ効果ヲ確實ナラシムル為刑事制裁ノ種類及執行方法ヲ改ムルノ必要アルヲ認ム。」

以上の理由から、政府は臨時法制審議会に対し、刑法改正の可否を諮問したのである。この諮問から伺えるのは、当時の刑法改正の基本的な指導理念が、「いうまでもなくいわゆる淳風美俗論である」<sup>9)</sup> ということである

---

7) 大正8年勅令332号（「臨時法制審議会官制」）によって設置された。勅令1条では「臨時法制審議会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮詢ニ応シテ法律制度ヲ調査審議ス」と規定している。官報2078号（1919（大正8）年7月9日発行）参照。

8) 臨時法制審議会『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第四号（刑法改正）』6頁。

9) 中山・前掲注4）292頁。

う。

諮問を受けて臨時法制審議会は、同年11月28日、刑法を改正することを可決し<sup>10)</sup>、諮問第4号に対応する主査委員会の委員及び幹事を指名した<sup>11)</sup>。第1回主査委員会は同年12月10日に開催され、互選で倉富勇三郎を委員長に選出し、さらに、「改正綱領等ニ付小委員三名ニ附託シテ其調査ヲ為サシムルニ決シ倉富、花井、豊島ノ三氏ヲ選定」<sup>12)</sup>する。その後、小委員会での議論、さらに主査委員会幹事による検討を経て、大正13年10月15日の第2回主査委員会に「綱領準備草案」<sup>13)</sup>が提出される。

主査委員会は1年強をかけて綱領準備草案を検討し、大正14年12月10日付で臨時法制審議会総裁に対し、40項目に渡る「刑法改正ノ綱領」として報告した<sup>14)</sup>。その後、臨時法制審議会が開かれ、大正15年10月15日の臨時法制審議会総会の決議で「刑法改正ノ綱領」が成立している<sup>15)</sup>。その項目の第1には、刑法改正に当たっては「各罪ニ対スル刑ノ輕重ハ本邦ノ淳風美俗ヲ維持スルコトヲ目的トシ忠孝其ノ他ノ道義ニ関スル犯罪ニ付テハ特

10) 臨時法制審議会『臨時法制審議会主査委員会議事速記録 諮問第四号(刑法改正)』272頁。

11) 臨時法制審議会・前掲注8)18頁によれば、委員には藤澤幾之輔、牧野菊之助、江木衷、倉富勇三郎、豊島直通、関直彦、鶴澤總明、花井卓蔵、松室致、鈴木喜三郎、松田源治の11名が、幹事には林頼三郎、山岡萬之助、小山松吉、牧野英一、三宅高時の5名が指名されている。

12) 臨時法制審議会・前掲注10)1頁。「花井」とは花井卓蔵を、「豊島」とは豊島直通を指す。

13) 臨時法制審議会・前掲注10)272頁。これによれば、脱稿日は同年9月27日である。

14) 臨時法制審議会・前掲注10)269頁。

15) 臨時法制審議会・前掲注8)187頁。従って、「刑法改正ノ綱領」と称するものは、臨時法制審議会総裁に報告されたもの(主査委員会決議版)と、臨時法制審議会総会で決議されたもの(総会決議版)の2種類が存在する。両者の関係については、そのほとんどの部分に差異を認めない(小幡・前掲注6)9頁参照)ので、以下では総会決議版を用いる。総会決議版については「諮問第四号(刑法改正ノ綱要)答申ノ件」(『公文雑纂』(昭和二年第一ノ二巻・内閣一・各種調査会委員諮問答申))に全文が掲載されている。これは「国立公文書館デジタルアーカイブ」で閲覧可能である。小野清一郎編『刑事法規集』(日本評論社、1944年)や我妻栄編『旧法令集』(有斐閣、1968年)に掲載されているのも、この総会決議版である。

ニ其ノ規定ニ注意スルコト」, つまり「淳風美俗」に配慮することが挙げられている。

「刑法改正ノ綱領」によって、刑法改正についての基本的な理念が固まり、次に、具体的な条文の作成作業が始まる。その際に立案の役割を担ったのが、昭和2年1月に発足した「刑法改正原案起草委員会」である。当時の司法大臣江木翼によって、司法次官・林頼三郎が委員長に、司法省行刑局長・泉二新熊及び、同刑事局長・立石謙輔が主査委員にそれぞれ任命された<sup>16)</sup>。同委員会は同年3月（ないしは4月）<sup>17)</sup>までに、刑法改正の原案を作成し、司法大臣に報告している。それが、「刑法改正予備草案」（以下、「予備草案」）<sup>18)</sup>である。この立案過程を明らかにする史料は発見されていない<sup>19)</sup>。

## 第2節 改正刑法仮案成立まで

昭和2年6月2日、「刑法並監獄法改正調査委員会」（以下、「調査委員

---

16) 司法省編『司法沿革誌』403頁（法曹会、1939年）。同時に委員に任命されたのが、いずれも司法書記官の、木村尚達、三宅正太郎、岩村通世、古田正武、島保、黒川涉、池田克、正木亮の8名である。

17) 司法大臣への報告時期は判然としない。法曹会編『刑法並監獄法改正調査委員会総会決議及留保条項（刑法総則及各則未定稿）』（1940年）（いわゆる「改正刑法仮案」）の「はしがき」によれば昭和2年3月に脱稿とあり、一方、法律新聞2674号17頁（1927（昭和2）年4月15日付）によれば、同年4月6日に「準備案全部の脱稿を見た」とある。

18) 予備草案が完成した当時、世間一般への公表がなされたかは判然としない。この点につき、小幡・前掲注6）21頁参照。なお、完成当時に公表がなされたか否かはさておき、その後、本案は一般向けの六法等に収録されている。例えば、『試験問題条文対照受験六法』（一新社、1932年）には、その全文が掲載されている。

19) 予備草案として成立するまでに、その形成過程を伺わせるいくつかの史料が残されている。例えば各則については、矯正図書館蔵『刑法改正原案起草準備案（各則）（昭和二年二月一日稿）』は、小幡・前掲注6）17頁が、同名の中央大学蔵の史料について「（同委員会）最初に作成されたものと思われる」と指摘している。また、矯正図書館蔵『刑法改正原案準備案（昭和二年二月十日稿）』は、上記『刑法改正原案起草準備案（各則）（昭和二年二月一日稿）』らを基にして作成されたものであると、同じく小幡・前掲注6）19頁は指摘している。

会)が発足<sup>20)</sup>し、委員長に平沼騏一郎が、副委員長に花井卓蔵が就任した<sup>21)</sup>。また、平沼は調査委員会の下に、「刑法改正起草委員会」と「監獄法改正起草委員会」を設置し、各委員会について起草委員及び幹事を指名した。刑法改正起草委員会においては、委員として花井卓蔵(勲二等)、牧野英一(東京帝国大学教授)、豊島直通(判事)、林頼三郎(検事)、鶴澤總明(勲三等)、泉二新熊(司法省刑事局長)が指名され、幹事として小野清一郎(東京帝国大学教授)、宮城長五郎(検事)、草野豹一郎(判事)、木村尚達(司法書記官)、三宅正太郎(同)、古田正武(同)、黒川渉(同)、池田克(同)が指名された<sup>22)</sup>。

このようにして、刑法改正起草委員会(以下、「起草委員会」)発足後は、刑法改正作業はこの起草委員会を中心に進むことになる。そして、ここでの審議の様子は先述の通り、議事日誌がすべて残されている<sup>23)</sup>。起草委員会は昭和2年6月18日開催の第1回から、昭和13年10月25日開催の最終回まで、11年余りの歳月をかけ、全359回開催された。以下では、「審議進行表」を以て、調査委員会及び起草委員会の審議過程の概観に替える(表1)<sup>24)</sup>。

- 
- 20) 司法省編・前掲注16)410頁以下参照。ここには、発足時の委員名が掲載されている。
- 21) 法務省大臣官房調査課編『刑法並びに監獄法改正調査委員会議事速記録』(法務資料別冊23号)(1957年)3頁。調査委員会の議事の記録としては、当時の議事速記録が戦後に「法務資料別冊23号」として翻刻刊行されており、本稿では以下、この翻刻版を用いる。
- 22) 法務省大臣官房調査課編・前掲注21)4頁及び5頁。肩書きについては、司法省編・前掲注16)410頁以下参照。なお、その後委員及び幹事の交代がその都度発生するが、ここで詳細に紹介することは控える。なお、花井と鶴澤はいずれも弁護士としての活動が知られている。
- 23) 『刑法改正起草委員会議事日誌』で全9巻よりなる。法務図書館蔵。以下では、起草委員会における審議内容に関する記述は、特に断りのない限り出典はすべて『刑法改正起草委員会議事日誌』であるので、起草委員会の回数(第〇回起草委員会)と開催日時の記述を以て出典表記に替える。
- 24) 審議進行表作成に当たっては、前掲注23)から事項を拾い、その他、法務省大臣官房調査課編・前掲注21)、林・前掲注6)及び、小幡・前掲注6)を参照した。

表 1 刑法並監獄法改正調査委員会及び刑法改正起草委員会での審議進行表

開催年.月.日 (年はすべて昭和)	調査 委員会	起草 委員会	事項	成果・特記
2.6.14	1		審議の進め方、起草委員会委員及び幹事の指名	
2.6.18～2.7.23		1～7	「刑法改正ノ綱領」の検討、「予備草案」の質疑	
2.7.26～3.1.31		8～24	臨時法制審議会委員及び幹事が同会に提出した案と「予備草案」との対照作業	
3.2.7～3.7.24		25～51	「予備草案」の逐条検討、51回起草委員会にて、「予備草案」に対する総則部分の「対案」作成が決定	
3.9.1～4.3.27		52～54	その都度問題となる点（主に各則）を議論	
4.6.19～6.9.15		55～151	「対案」を検討しつつ、総則の審議	成果である「刑法改正起草委員会決議（総則）」を調査委員会に提出
6.9.22～6.10.6		152～154	「予備草案」を基に、各則の審議	
6.10.9～6.11.20	2～11		「刑法改正起草委員会決議（総則）」を審議し、未解決事項については留保条項とする	
6.11.24～6.12.15		155～159	各則の審議を中断し、調査委員会による総則の留保条項について審議	
6.12.18	12		起草委員会での審議を受け、総則の全ての審議終了	成果は「刑法並監獄法改正調査委員会総会決議及留保条項（刑法総則）」、併せて「刑法改正案理由書」作成
7.1.19～8.7.25		160～213	「予備草案」各則の審議	成果は「刑法並監獄法改正起草委員会決議条項（刑法各則）」（第1次整理案）
8.9.12～10.7.30		214～286	第1次整理案の審議	成果は「刑法並監獄法改正起草委員会決議条項（刑法各則編第二次整理案）」（第2次整理案）

10.9.10～10.10.1		287～ 289	第2次整理案の審議	
この間、起草委員会幹事会を開催し、第2次整理案の問題点等につき審議				成果は「刑法並監獄法改正起草委員会決議条項（刑法各則編第三次整理案）」(第3次整理案)
11.5.12～12.3.23		290～ 317	第3次整理案の審議	成果は「刑法並監獄法改正起草委員会決議条項（刑法各則編第四次整理案）」(第4次整理案)
12.3.30～13.3.1		318～ 344	第4次整理案の審議	成果は「刑法並監獄法改正起草委員会決議条項（刑法第二編各則第五次整理案）」(第5次整理案)
13.3.22～13.7.5		345～ 355	第5次整理案の審議	成果は「刑法並監獄法改正起草委員会決議（第二編各則）」
13.10.4～13.10.25		356～ 359	「刑法並監獄法改正起草委員会決議（第二編各則）」の審議、359回を以て起草委員会の審議終了	ここでの審議は「字句等ノ不統一ヲ修正スル為」（第6次整理案）
13.11.22～14.7.18	14～28 (※)		起草委員会作成の「刑法並監獄法改正起草委員会決議（第二編各則）（第6次整理案）」を審議	
15.4.26 <sup>25)</sup>			「刑法並監獄法改正調査委員会総会決議及留保条項（刑法総則及各則未定稿）」いわゆる「改正刑法仮案」発表	

※第13回調査委員会の議事速記録は未発見である。また、第28回調査委員会の議事速記録には、調査委員会が以降も開催されたことを示唆する記述があるが、議事速記録は未発見である。

### 第3節 改正刑法仮案の成立及びその後

昭和15年4月26日に、『刑法並監獄法改正調査委員会総会決議及留保条項（刑法総則及各則未定稿）』<sup>26)</sup> いわゆる「改正刑法仮案」（以下、「仮案」）が発表された。その後、調査委員会は、留保条項について引き続き審議を継続していたが、同年10月、第2次近衛内閣の閣議決定に基づく各

25) 法務大臣官房司法法制調査部編『続司法沿革誌』（法曹会、1970年）49頁。

26) 法曹会編・前掲注17)。

種委員会・調査委員会等の整理の際に廃止された<sup>27)</sup>。仮案も議会に提出されることはなかった。ここに、戦前期の刑法改正事業は終焉を迎えることになる。

## 第2章 改正刑法仮案以外の裁判所侮辱に関する法規定

ここでは、仮案の検討に入る前に、仮案以外の裁判所侮辱に関する法規定を概観する。

### 第1節 裁判所構成法

冒頭にも記したように、明治23年公布の裁判所構成法は、当時の裁判所侮辱に関する諸立法の、いわば中核をなすものであった。関連条文は以下の通りである。

「第三編 司法事務ノ取扱 第一章 開廷

第百八条 開廷中秩序ノ維持ハ裁判長ニ属ス

第百九条 裁判長ハ審問ヲ妨ケル者又ハ不当ノ行状ヲ為ス者ヲ法廷ヨリ退カシムルノ権ヲ有ス

前項ニ掲ケタル違犯者ノ行状ニ因リ之ヲ勾引シ閉廷ノトキマテ之ヲ勾留スルノ必要アリト認ムルトキ裁判長ハ之ヲ命令スルノ権ヲ有ス閉廷ノトキ裁判所ハ之ヲ釈放スルコトヲ命シ又ハ五円以下ノ罰金若ハ五日以内ノ拘留ニ処スルコトヲ得

此ノ処罰ニ対シテハ上告ヲ許シ控訴ヲ許サス且其ノ所為ノ輕罪若ハ重罪ニ該ルヘキモノナルトキハ之ニ対シテ刑事訴追ヲ為スコトヲ得

第百十条 前条ノ規程ハ左ノ変更ヲ以テ当事者証人及鑑定人ニモ亦之ヲ適用ス

第一 裁判所ハ閉廷ヲ待タシテ本条ノ違犯者ヲ即時ニ罰スルコトヲ得

---

27) 法務大臣官房司法法制調査部編・前掲注25)50頁。

第二 違犯者原告ナルトキハ裁判所ハ処罰ノ上仍本人宥恕ヲ請フカ又ハ恭順ヲ表シテ不敬ノ罪ヲ謝スルマテ其ノ審問ヲ中止スルコトヲ得

第百十一条 裁判長ハ不当ノ言語ヲ用イル弁護士ニ対シ同事件ニ付引續キ陳述スルノ權ヲ行フコトヲ禁スルコトヲ得其ノ禁止ハ此ノ行狀ニ付懲戒上ノ訴追ヲ為スコトヲ妨ケス

第百十二条 裁判所ノ開廷中秩序ヲ維持スル為第百九条第百十条及第百十一条ヲ以テ与ヘタル權ハ予審判事又ハ受命判事又ハ法律ニ從ヒ其ノ職務ヲ行フ試補モ亦之ヲ行フコトヲ得

此ノ場合ニ於テノ異議ハ二十四時間以内ニ其ノ判事又ハ試補ニ之ヲ申出ルコトヲ得

予審判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補ノ命令ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ判事ノ属スル裁判所ノ刑事部若ハ刑事支部ニ於テ前項ノ異議ヲ裁判ス受命判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補ノ命令ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ判事ニ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第百十三条 第百九条第百十条第百十一条及第百十二条ヲ以テ与ヘタル權ヲ行ヒタルトキハ訴訟ノ記録ニ之ヲ記入シ及其ノ理由ヲ記ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ所為ノ重罪若ハ輕罪ニ該ルヘキモノナルカ又ハ懲戒上罰スヘキモノナルトキハ詳細ニ之ヲ記入シ裁判長ハ其ノ事件ヲ更ニ処分スルノ權アル官庁ニ報告ヲ為ス」

裁判所構成法についての詳細な検討は別稿に譲るが、注目すべきは、109条3項の「其ノ所為ノ輕罪若ハ重罪ニ該ルヘキモノナルトキハ之ニ対シテ刑事訴追ヲ為スコトヲ得」の部分である。これはつまり、裁判所が「審問ヲ妨ケル者又ハ不当ノ行狀ヲ為ス者」に対して「五円以下ノ罰金若ハ五日以内ノ拘留」を科した上で、さらに「其ノ所為ノ輕罪若ハ重罪ニ該ル」場合に、同一の行為に対して重ねて刑事訴追を行うことを許容することを意味している。つまり、この規定故に、裁判所侮辱行為に対し、刑法典上に新たな処罰規定を設けることに、何の躊躇も必要ないことになる。

さらに、仮案の立案担当者は、裁判所侮辱に対する対処として、裁判所

構成法の規定では不十分であると考えていたようである。この点については後に検討する。

## 第2節 刑 法

刑法改正事業開始のきっかけでもある、明治40年公布の現行刑法であるが、95条の公務執行妨害罪が裁判所侮辱における直接侮辱への対処として用いられ得る<sup>28)</sup>。但し、周知のように95条の公務執行妨害罪における公務の執行妨害の行為態様は「暴行又は脅迫」であり、後述する仮案212条の定める「侮辱又ハ喧噪」と、その行為態様において違いがみられる<sup>29)</sup>。

刑法に関し興味深いのは、明治13年公布のいわゆる旧刑法である。旧刑法は「第三章 静謐ヲ害スル罪 第二節 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪」を、139条から141条に規定していた。

「第三章 静謐ヲ害スル罪 第二節 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪

第三百九条 官吏其職務ヲ以テ法律規則ヲ執行シ又ハ行政司法官署ノ命令ヲ執行スルニ当リ暴行脅迫ヲ以テ其官吏ニ抗拒シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

暴行脅迫ヲ以テ其官吏ノ為スカラサル事件ヲ行ハシメタル者亦同シ

第四百十条 前条ノ罪ヲ犯シ因テ官吏ヲ毆傷シタル者ハ殴打創傷ノ各本条ニ照シー等ヲ加ヘ重キニ從テ処断ス

第四百十一条 官吏ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

---

28) 例えば、戦後の例であるが、主文朗読中の裁判長に対して、被告人が投石した事例につき、公務執行妨害罪の適用を認めた判決（最1判昭和34年4月9日刑集13巻4号442頁）がある。なお、この判決は、法廷等の秩序維持に関する法律に基づく監置の制裁を受けた後に、同一の行為に対して、公務執行妨害罪の罪責を問うことは憲法39条に反しないと判断したものである。

29) なお、仮案208条1項は、「公務員ノ職務ヲ行フニ当リ之ニ対シテ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」という現行刑法95条と同様の規定を有していた。

其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書図画又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シ」

この内、139条（及びそれに付随する140条）は、仮に現行刑法95条と同様の内容を含むものと評価出来たととしても、141条は現行刑法にはない規定である。これは、一般に「官吏侮辱罪」<sup>30)</sup>と称されるものであるが、後述のように、仮案では、裁判所侮辱との関係において「官吏侮辱罪」の復活とも評し得る立案がなされている。なお、旧刑法の立案に参画した村田保<sup>31)</sup>の旧刑法の注釈書では、官吏侮辱罪の例を唯1つ挙げているが、その例とは、裁判官に対する侮辱である<sup>32)</sup>。

官吏侮辱罪は、現行刑法の制定過程においても、その最終段階まで規定されていたが、明治40年3月11日の衆議院刑法改正案委員会最終回（第10回）で、条文ごと削除された<sup>33)</sup>。森田卓爾議員の、

「此九十六条（官吏侮辱罪—筆者注）私ハ全廢シタイト云フ考デス」

という問題提起に対し、倉富政府委員は、

「職務ヲ実行スル場合ノ侮辱デアレバ普通ノ侮辱ト特別ニスル必要ヲ認

---

30) 村井敏邦『公務執行妨害罪の研究』44頁（成文堂、1984年）は、「国家権力の蔑如がその執行者たる官吏そのものの蔑如という性格を切り離し難く持っているという点において、官吏侮辱罪は官吏職務妨害罪の基本的犯罪としての性格を帯びる。」と指摘する。

31) 村田保と旧刑法との関係については、三田奈穂「旧刑法の成立と村田保—数罪併発条を手掛かりとして」法学政治学論集79号131頁（2008年）参照。

32) 「官吏ノ職務ヲ行フ時其面前ニ於テ侮辱スルトハ例ヘハ裁判官ノ裁判所ニ於テ裁判ヲ為ス時其面前ニ於テ拳ヲ挙ケテ裁判官ヲ毆ント欲スルノ形容ヲ為シ或ハ高声ヲ放チ之ヲ叱罵スルカ如キハ特ニ官吏ヲ侮辱スルノミナラス暗ニ政府ヲ蔑如スルモノナレハ一月以上一年以下ノ重禁錮五円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス若シ官吏ヲ叱罵シタルト雖モ其ノ職務ノ外ニ在ル時ハ違警罪ノ本条ニ掲ケル人民ニ対スル罵詈訕弄罪ヲ受ク可キノミ

官吏ノ目前ニ非スト雖モ侮辱ノ所為ヲ罰セサル事ヲ得サルモノハ官吏ノ職務ニ対シ刊行ノ文書ヲ以テ悪事醜行ヲ摘發シ若クハ図書ヲ以テ醜態ヲ書キ又ハ衆人ヲ集メ公然ノ演説ヲ以テ誹毀シタル時ハ其害永ク社会ニ存ス故ニ目前ニ非スト雖モ前項ト同刑ニ処シ第三百五十八條ニ記載シタル一般ノ誹毀罪ヨリ一層其刑ヲ嚴ニス」（下線筆者）。村田保『刑法註釈（巻3）』28丁表（内田正栄堂、1881年）。

33) 第23回帝国議会議衆議院刑法改正案委員會議録（速記）第10回98頁下段の森田卓爾の発言以降参照。

メルノデアリマス」

と答弁するが、採決の結果、官吏侮辱罪は削除に至るのである。

### 第3章 改正刑法仮案における裁判所侮辱

#### 第1節 改正刑法仮案における裁判所侮辱関連規定

さて、仮案では、裁判所侮辱に関する規定が2ヶ条存在する。212条と243条である。まず、それらを確認する。

##### 「第七章 公務妨害ノ罪

第二百十二条 裁判所ノ審判ノ進行ヲ妨グル目的ヲ以テ法廷ニ於テ侮蔑又ハ喧噪ノ行為ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス」

##### 「第十三章 安寧秩序ニ対スル罪

第二百四十三条 裁判ノ威信ヲ損スルコトヲ目的トシテ虚偽ノ事実ヲ流布シ又ハ公然誹謗ノ行為ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス  
検察ノ威信ヲ損スル目的ニ出デタルトキ亦前項ニ同ジ」

これらは要約すれば仮案212条は「審判の進行確保」、243条は「裁判（及び検察）の威信擁護」のための規定であるということができよう。以下本稿では、この2ヶ条の成立に至るまでの、調査委員会及び起草委員会での議論を検討することになる<sup>34)</sup>。

#### 第2節 刑法並監獄法改正調査委員会及び刑法改正起草委員会における裁判所侮辱の取り扱われ方

第1章で仮案の成立過程を確認したが、その、全28回の調査委員会（議

---

34) なお、仮案211条には「偽計又ハ威力ヲ用ヒテ裁判ノ執行ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」との規定が、同じく248条には「公判開廷前捜査又ハ予審ニ関スル事項ヲ公ニシタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス」との規定があるが、今回はこれらの規定については直接の検討は避けた。別稿を期したい。

事録が残るもの) 及び全359回の起草委員会の中で、本稿で検討する 2ヶ条と関連する議論をしているのは、管見のところ以下の通り、調査委員会において 2 回、起草委員会において 8 回である (表 2)。

表 2 裁判所侮辱について議論された調査委員会及び起草委員会一覧 (開催日順)

	回数	開催年. 月. 日
起草 委員会	38回	3.5.11
	163回	7.3.15
	224回	8.12.19
	279回	10.6.4
	280回	10.6.11
	281回	10.6.18
	282回	10.6.25
	283回	10.7.2
調査 委員会	16回	13.12.6
	19回	14.1.17

この議論状況を、先掲の「審議進行表」と対照すると、第38回起草委員会というのは、予備草案の逐条検討を行っていた時期であり、同じく第163回起草委員会というのも、予備草案を基に各則の審議を行っていた時期に該当する。この両回の審議内容についても後に検討するが、いずれも、それほど重要な議論が展開されている訳ではない。裁判所侮辱についての議論が本格的に展開されるのが、第224回以降の計 6 回の起草委員会であり、加えて、その後の計 2 回の調査委員会である。その内、起草委員会の 6 回については、予備草案の各則部分の審議を経て成立した第 1 次整理案を基にして議論し、成果として第 2 次整理案が成立した時期に開催されたものである。そして、この第 2 次整理案成立後、調査委員会で審議されるまで、条番号の変更はあっても、条文内容についての大きな変更は見

られない。つまり、裁判所侮辱に関する議論については、第1次整理案を基に、第2次整理案成立に至るまでの審議内容が重要であることが分かる。

ここで予備草案における裁判所侮辱に関する規定を確認する。第224回以降の計6回の起草委員会は、既に、「第1次整理案」が出来上がっており、これに基づいた議論がなされている時期であることは確認した通りである。しかし、第1次整理案成立過程で裁判所侮辱に関する実質的な議論は行われておらず、また、予備草案と第1次整理案とでは、裁判所侮辱に関する規定が条番号も含め全く同一であることから、予備草案でどのような案が示されていたかを確認することは重要である。予備草案では、156条に裁判所侮辱に関する規定が置かれていた。

#### 「第六章 公務ヲ妨害スル罪

第百五十六条 裁判所ノ開廷中裁判ノ進行ヲ妨ケ若ハ法廷ノ威信ヲ損スル目的ヲ以テ侮辱又ハ喧騒ノ行状ヲ為ス者ハ一年以下ノ禁錮又ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス」

これを仮案と対照すると、その条文趣旨の核心部分において予備草案（及び、第1次整理案）156条は、仮案212条と同243条に二分されたとと言える。

さて、以上につき確認した上で、「審判の進行確保」及び、「裁判の威信擁護」を目的としたそれぞれの規定について、仮案として成立に至るまでの審議過程について検討を加える。

### 第4章 「審判の進行確保」のための 規定の成立に至るまでの審議過程

この規定は、最終的には仮案212条として成立している。その基となったのが、予備草案156条である。予備草案156条は、先述の通り、最終的に仮案212条と243条に二分されたと見ることができる。つまり、予備草案156条は、「審判の進行確保」と「裁判の威信擁護」の2つの目的を有する

規定であった。

### 第 1 節 起草委員会における審議過程

〔第38回起草委員会（昭和 3 年 5 月11日）〕

予備草案156条中、「審判の進行確保」の点について初めて起草委員会において取り上げられるのは、第38回起草委員会である。ここで泉二新熊委員は、

「本条ハ新立法ナリ」

として予備草案156条を紹介する。その上で、立案に際しニューヨーク州刑法を参考にしたと述べた上で、

「『イギリス』ノ『コンモンロー』ノ立前カラ申セハ尚多クノ場合ノ規定ヲ必要トスヘシ」

として、予備草案156条はあくまで最低限の規定であり、裁判所侮辱に関する更に多くの規定を設け、処罰範囲を拡張したいという意思がある事を示唆している。そして、この泉二委員の意思は、この後、一貫して起草委員会及び調査委員会の場で披歴されることになる。加えて、予備草案の成立に深く関与した泉二委員の意見は、起草委員会の審議においても、大きな影響力を有していたことを指摘しておく必要がある。

〔第224回起草委員会（昭和 8 年12月19日）〕

次に「審判の進行確保」について取り上げられるのは、第224回起草委員会である。この時点で既に第1次整理案が成立していたが、予備草案156条と第1次整理案156条は全く同一の条文であることは先述の通りである。同回では、第1次整理案156条に大きな修正が加えられているが、その理由は主に「裁判の威信擁護」にあるので、より詳しい検討は次章で行いたい。ここでは、「審判の進行確保」に関係する点を簡単に確認するのみとする。

同回では、金山季逸委員が

「裁判長カ法廷指揮権ヲ有効ニ行使スレハ特ニ本条ノ如キ規定ヲ設クル必要ナキモノト思考セラル」

と、本条が不要であるとの主張をする。

これに対し、泉二委員は、

「裁判所構成法ノ規定ノミニテハ不十分ナリトノ理由ニテ本条ヲ規定スルコトトセラレタリ」

と、その立案趣旨を説明している。ここでは、泉二委員が、裁判所構成法では裁判所侮辱への対処として十分ではないと考えていた、との指摘にとどめる。

同回では、更に鶴澤總明委員の発言をきっかけに、第1次整理案156条に修正が加えられる。この修正の経緯、及び先の泉二委員説明の立案趣旨については、予備草案及び第1次整理案156条の本質に関わるものであるが、これは次章で一括して検討することとし、ここでは、修正された第1次整理案156条及び、修正点を紹介するのみとする。同回で修正された第1次整理案156条（以下、「第1次整理案156条（第224回起草委員会修正）」）は、

「第百五十六条 裁判所ニ於ケル審判ノ進行ヲ妨ケ又ハ裁判所ノ威信ヲ損スル目的ヲ以テ侮蔑若ハ喧騒ノ行為ヲ為シ又ハ虚偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス」

であり、この修正案と当初の第1次整理案との主な違いは、

① 第1次整理案で処罰の対象を限定していた「開廷中」の要件を修正案では削除。

② 第1次整理案にはなかった「虚偽ノ事実ヲ流布シタル」という要件を追加。

③ 法定刑を「一年以下ノ禁錮又ハ三百円以下ノ罰金」から「二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金」に引き上げ。

の3点である。

〔第279回起草委員会（昭和10年6月4日）及び第280回起草委員会（昭和10年6月11日）〕

第279回及び第280回起草委員会では、泉二委員は第1次整理案156条（第224回起草委員会修正）の2つの目的である「裁判の進行確保」と「裁判の威信擁護」のうち後者について、同条からの分離・移設を主張し、それが受け入れられた（この点については、次章で検討する）。その結果、同条には「裁判の進行確保」目的だけが残り、第280回起草委員会において以下のように修正された。

「第百五十六条 裁判所ニ於ケル審判ノ進行ヲ妨クル目的ヲ以テ侮辱若ハ喧騒ノ行為ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス」

これが、審議進行表上の「第2次整理案」（以下、「第2次整理案156条」）に当たるものである。

第1次整理案156条（第224回起草委員会修正）との違いは、「裁判所ノ威信ヲ損スル」と「虚偽ノ事実ヲ流布シタル」という2つの文言が削除された点である。このうち後者は、第224回起草委員会で新たに追加されたものである。第224回起草委員会における内容追加の理由が（次章で述べるように）専ら「裁判の威信擁護」という点にあったのだとすれば、「裁判の威信擁護」の規定を分離・移設する上で、「虚偽ノ事実ヲ流布シタル」の文言の削除は当然行われる必要があった。しかし問題は、第224回起草委員会において「裁判の威信擁護」という目的から処罰範囲を拡張する為に削除された「開廷中」という要件が、「裁判の威信擁護」という目的の分離・移設後に再度付け加えられなかった点である。これは結局、上記分離・移設によって、具体的な審判の進行を確保することだけが第2次整理案156条の目的になったにもかかわらず、審判の進行を妨げる目的を有していれば、時間的・場所的限界なく侮辱行為を処罰し得るという、刑法改正原案起草委員会が脱稿した当初の予備草案156条に比べ処罰範囲を拡張したまま放置されるという結果をもたらしたのである。この問題点に

については起草委員会で取り上げられることはなかったが、次節で述べる通り、調査委員会において委員からの意見が出され、議論がなされることになる。そして、この第280回起草委員会が、起草委員会の場で「審判の進行確保」について議論された最後の機会である。

次に「審判の進行確保」について取り扱われたのは第16回調査委員会である。この段階で「審判の進行確保」のための規定は、条番号が181条となり、「喧騒」が「喧噪」へと変えられたほかは、第2次整理案156条と同一の条文が、調査委員会に上程されている。ここで上程されたものを、以下、「起草委員会成案181条」と呼ぶ。

## 第2節 調査委員会における審議過程

〔第16回調査委員会（昭和13年12月6日）〕

第16回調査委員会において、起草委員会成案181条の規定について疑問を呈したのは、山岡萬之助委員である。山岡委員は同条について、その規定の存在の必要性は認めつつ、

『審判ノ進行ヲ妨クル目的ヲ以テ』とありますから法廷外でもさう云う目的は持てる、而して裁判を侮辱する。喧噪の方はやれませぬけれども、侮辱は何処でもやれますから少し疑義があるのではないか、其の点を承りたい。』<sup>35)</sup>

と述べている。これについて泉二委員は以下のように答弁する。

「百八十一条の解釈は、私などの気持では『裁判所ニ於ケル審判ノ進行ヲ妨クル目的ヲ以テ』其の具体的の公務の進行を妨げると云ふことを睨んで居るので、法廷の中或は法廷の中でなければ窓の外から法廷に向つて妨害をすると云ふやうな場合などを考へて居るのでありまして、…広く裁判所外で斯う云ふ侮辱、喧噪が行はれる場合でも入ると云ふ解釈の余地が全くないとは考えませぬ。併し大体から申しますと云ふと、…立案の気持で

---

35) 法務省大臣官房調査課編・前掲注21)279頁。

解釈されるのが普通ではないかと思つて居ります。』<sup>36)</sup> (下線筆者)

しかし、これまで見てきたことから明らかなように、この泉二委員の説明は疑問がある。第280回起草委員会における条文の「分離・移設」の際に、「開廷中」という要件を再度規定することなく放置した点や、そもそも泉二委員が処罰範囲の拡張に肯定的であったことを考慮すれば、むしろ、山岡委員の懸念が的を射ていたと考える方がより実態に即しているのではなからうか。その点を仮に措いたとしても、拡大解釈される余地がある条文であることを立案担当者自らが認めながら、なお、そのまま成立に持ち込もうとする姿勢は、やはり問題があると言わざるを得ない。調査委員会委員もおそらく同様に考えたのであろう、採決の結果、起草委員会成案181条は、再度時間的・場所的限界を画すよう以下のように、「法廷ニ於テ」との文言が追加・修正された。

「第百八十一条 裁判所ノ審判ノ進行ヲ妨クル目的ヲ以テ法廷ニ於テ侮蔑又ハ喧噪ノ行為ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス」

これを以て、「審判の進行確保」についての条文の審議は終了し、この条文がそのまま、仮案212条となる<sup>37)</sup>。

## 第 5 章 「裁判の威信擁護」<sup>38)</sup> のための 規定の成立に至るまでの審議過程

この規定は、最終的には仮案243条として成立している。その基となったのが、予備草案156条であるのは、先の「審判の進行確保」のための規定と同様である。従って、予備草案156条における「審判の進行確保」と

---

36) 法務省大臣官房調査課編・前掲注21)279頁。

37) 但し、「妨クル」は仮案では「妨グル」と濁点が付いている。

38) 本章は章題を「裁判の威信擁護」としているが、仮案243条は先に確認した通り、「裁判及び検察の威信擁護」を目的とした規定となっている。これは、起草委員会における審議の過程で、「検察」が加わったからである。この点については、後に本章において検討する。

「裁判の威信擁護」のためのそれぞれの規定が分離され、後者につき独立した条文となるもの同様に第279回及び第280回起草委員会である。そのため、前章で見てきた審議過程と重なるところもあるが、出来る限り重複の記述を避けつつ、「裁判の威信擁護」のための規定の成立に至る審議過程を見ていく。

### 第1節 起草委員会における審議過程

〔第38回起草委員会（昭和3年5月11日）〕

予備草案156条中、「裁判の威信擁護」に関する点について最初に起草委員会で行き上げられたのは、「審判の進行確保」と同様、第38回起草委員会である。

同回では花井卓蔵委員長が、判事である豊島直通委員に対し、法曹三者が予備草案の各条文ごとに意見を寄せたものを集成した『意見集』<sup>39)</sup>中の、

「法廷侮辱罪ニ関スル規定ヲ設ケ開廷中ノ行為タルト否トヲ問ハザルモノトナスコト（英法参照）（大審院）」<sup>40)</sup>

という意見についての説明を求めている。問われた豊島委員は、

「予備案ノ規定ノ外例ヘハ法廷ニ起リタル行動ニ因ル不実ノ記事ヲ新聞紙ニ掲ケ以テ法廷ノ森厳ヲ冒瀆<sup>41)</sup>シ裁判ノ信服ヲ妨ケタル場合ヲ処罰セントスル趣旨」

であると説明する。つまり大審院は、仮案審議の最初期の段階から、予

---

39) この意見集は、刑法並監獄法改正調査委員会編『刑法改正予備草案ニ関スル裁判所検事局弁護士会意見集』（1928年）であり、その凡例によれば、「昭和三年八月一日現在ニ於テ裁判所、検事局及弁護士会ヨリ提出アリタル意見ヲ輯録シタルモノ」である。つまり調査委員会は、予備草案成立以降、この予備草案を法曹三者の各機関に渡し、予備草案について意見を寄せるように求めていたことが分かる。なお、予備草案156条についての意見を集成した部分は「同第五十六条ニ関スルモノ」と表題が付いている。これは明らかに「同第百五十六条ニ関スルモノ」の誤りである。

40) 刑法並監獄法改正調査委員会編・前掲注39)43頁。但し、この意見は予備草案155条についての意見を集成した部分に掲載されている。

41) 原文では「冒瀆」となっているが、冒瀆の誤りであろう。

備草案156条がその対象を「開廷中」に限っていることに不満を有していたことが分かる<sup>42)</sup>。

その他、『意見集』には、

「広く裁判所ノ威信名誉ヲ毀損スル行為ノ処罰スル規定ヲ設クルコト」  
(東京控訴院)<sup>43)</sup>

「法廷ノ威信ヲ損スル行為ヲ処罰スベキ規定ヲ設クル事」(宮城控訴院)<sup>44)</sup>

「法廷ニ於ケル裁判官、検事ヲ侮辱シタル者ニ対シテハ侮辱罪トシテ処罰スルコト」(福山区裁判所)<sup>45)</sup>

「法廷ノ神聖ニ対スル規定ヲ新設スルコト」(北甘楽区裁判所)<sup>46)</sup>

といった意見が収録されている。

この『意見集』では、予備草案156条に対し、全部で15の機関から意見が寄せられているが、その内11が裁判所からのものである。それらについて見てみれば、確かに「審判の進行確保」に言及している裁判所はある。しかし、興味深いのは、「裁判の威信擁護」に関する点のみ言及し、「審判の進行確保」に関する点に言及しない裁判所があるのに対し、逆に、「審判の進行確保」にのみ言及し、「裁判の威信擁護」について言及していない裁判所がない点である。

また、

「裁判所構成法…ノ規定アリト雖モ是等ノ規定ニ依リテハ…取締ルニ十分ナラザル」(富山地方裁判所)<sup>47)</sup>

のように、裁判所構成法における裁判所侮辱関連規定の不十分さを指摘

---

42) この他に、宮城控訴院も「裁判所ノ開廷中ニ限りタルハ相当ナラズ」と意見を述べている。刑法並監獄法改正調査委員会編・前掲注39)45頁。

43) 刑法並監獄法改正調査委員会編・前掲注39)44頁。

44) 刑法並監獄法改正調査委員会編・前掲注39)45頁。

45) 刑法並監獄法改正調査委員会編・前掲注39)46頁。

46) 刑法並監獄法改正調査委員会編・前掲注39)47頁。

47) 刑法並監獄法改正調査委員会編・前掲注39)46頁。

する裁判所もある。

そのような中で、異色の意見を表明しているのが、名古屋控訴院である。同控訴院は、

「本条（予備草案156条一筆者注）ヲ削除シ度キコト

同条所定ノ如ク裁判所自ラ被害者トナルコトハ厳正公平ナル裁判所ノ地位ヲ傷ケ却テ裁判ノ威信ヲ失墜スルノ虞アルガ故ニ寧ロ法廷警察権其ノ他機宜ノ措置ヲ採リテ同条所定ノ如キ事實発生ヲ未前ニ制スルヲ可トス依ツテ同条ハ之ヲ削除シ度シ」<sup>48)</sup>（下線筆者）

との意見を寄せた。つまり、「裁判所自ラ被害者トナル」ような犯罪類型の創設は、「厳正公平ナル裁判所ノ地位」を却って損なう可能性がある、と主張しているのである。予備草案156条は刑事罰を規定しているので、検察官による訴追が必要であるし、当該侮辱を受けた裁判体が、侮辱をした者の裁判を担当する訳でもない。その意味で、裁判所構成法110条1項の「裁判所ハ開廷ヲ待タシテ本条ノ違犯者ヲ即時ニ罰スル」よりは、公平な訴訟手続を経ていると評価することも可能であろう。にもかかわらず、「裁判所自ラ被害者トナル」という点に注目し、「厳正公平ナル裁判所ノ地位」を損なうことを憂慮する同控訴院の姿勢は、「裁判の威信」を、あらかじめ刑罰を準備し、法廷で発生した事象に対処することで擁護するのではなく、そのような刑罰を準備すること自体を拒否し、国民の間に裁判所への信頼を醸成させ、それによって裁判の威信の擁護を図る事を目指したものである、とも言えよう。「淳風美俗論」の下で成立した予備草案に対し、このような反論を取ってなした名古屋控訴院の姿勢は注目に値する。

〔第163回起草委員会（昭和7年3月15日）〕

次に「裁判の威信擁護」が議題となるのが、第163回起草委員会である。

---

48) 刑法並監獄法改正調査委員会編・前掲注39)45頁。

この回での予備草案156条をめぐる議論はただ1つ、宮城長五郎委員による、

「裁判所ノ威信ハ裁判所ノ法廷警察権其他機宜ノ措置ニ依リテ保持スルコトヲ得ヘク又保持サル、ヲ相当トスヘク本条ノ如キ規定ハ強ヒテ之レヲ設ケル必要ナキモノト思考ス」

という予備草案156条の削除の提案である。牧野英一委員もそれに賛同している。このような直接的な削除の主張に対し、花井委員長の後任である小山松吉委員長は、

「宮城、牧野両委員ヨリ削除説出テタルモ削除反対多キ様ナレハ本条ハ一応存置スルコト、シ従来ノ提案其他参考資料ヲ集メテ次回審議スルコト、スヘシ（留保）」

として、議論を打切る。そして、その後「裁判の威信擁護」をめぐる議論は1年9か月後の第224回起草委員会まで待たねばならない。

#### 〔第224回起草委員会（昭和8年12月19日）〕

さて、前章でも第224回起草委員会について簡単にふれたが、ここではより詳細に検討を加えていく。

まず、前章でも紹介した金山委員による第1次整理案156条不要説に対する、泉二委員の答弁を再度確認する。泉二委員は、裁判所構成法との関係について以下のように説明している。

「我国ニ於テハ近来本条ニ該当スヘキ相当多数ノ事例アリ裁判所構成法ノ規定ノミニテハ不十分ナリトノ理由ニテ本条ヲ規定スルコトトセラレタリ而シテ裁判長ノ警察権ハ其ノ制裁モ軽ク実効却テ薄キ感アルヲ以テ之ヲ国権ニ対スル犯罪トシテ新ニ制裁規定ヲ設ケ依テ検事ニ於テ訴追ヲ為シ得ルコトトナスヲ適当ト認メタル結果右ノ趣旨ヲ規定シタルモノナリ」（一部再掲）

この説明は重要である。つまり、これによって、泉二委員が裁判所構成法上の裁判所侮辱に対する対処では不十分であると考えていたことが明ら

かになった。この「不十分性の認識」が持つ意味については、次章で検討する。

さらに同回では、鶴澤委員が、

「国権ニ対スル犯罪トシテ規定スルナラハ広ク裁判ノ威信ヲ害スル場合ヲ規定シテハ如何」

と提案する。泉二委員にとって、この提案は非常に都合のよい提案であった。彼はすぐに、鶴澤委員の発言に対しこのように付け加える。

「本条ハ広ク規定スルコトヲ避ケ開廷中ノ場合ノミニ付規定シタルモ鶴澤委員ノ如ク広ク規定スルコトトシテハ如何」

この一連の発言が起草委員会の流れを大きく変えることになる。懇談を挟み牧野（英）委員が第1次整理案156条の修正を提案し可決されるが、それが前章で紹介した、第1次整理案156条（第224回起草委員会修正）である。

「第百五十六条 裁判所ニ於ケル審判ノ進行ヲ妨ケ又ハ裁判所ノ威信ヲ損スル目的ヲ以テ侮辱若ハ喧騒ノ行為ヲ為シ又ハ虚偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス」（再掲）

この修正案と当初の予備草案との主な違いは、

① 第1次整理案で処罰の対象を限定していた「開廷中」の要件を修正案では削除。

② 第1次整理案にはなかった「虚偽ノ事実ヲ流布シタル」という要件を追加。

③ 法定刑を「一年以下ノ禁錮又ハ三百円以下ノ罰金」から「二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金」に引き上げ。

の3点である。（再掲）

泉二委員の発言から、牧野（英）委員の修正案の提案までは議事日誌には「（懇談）」と記されるのみで、どのような議論がなされたのかは判然としない。しかし、鶴澤委員から泉二委員に連なる一連の発言は、両委員が第1次整理案156条における「審判の進行確保」と「裁判の威信擁護」と

いう 2 つの目的のうち、「裁判の威信擁護」という観点から、処罰範囲の拡張を意図し、結果としてそれが実現したものと考えられる。その結果、時間的・場所的限界を画していた「開廷中」という要件は削除され、これまで議論に上がってこなかった「虚偽ノ事実ヲ流布シタル」という要件が加わったのである。

〔第279回起草委員会（昭和10年6月4日）及び第280回起草委員会（昭和10年6月11日）〕

第279回起草委員会では、予備草案156条成立当初からの、「審判の進行確保」と「裁判の威信擁護」という2つの目的を分離する案を、泉二委員が以下のように提案する。

「本案ハ…不法団結ノ罪、煽動ノ罪、惑乱ノ罪及陸海軍ニ対スル罪等ヲ一括シー章トシテ規定スルコトカ法文ノ体裁上可ナルモノト思料シ試ミニ成案シタルモノニシテ從ツテ其ノ章名モ総括的ニ公ノ秩序ニ対スル罪トシタルモノナリ以上ノ理由ニ依リ本案ノ内容ヲ配列シタルモノナルヲ以テ字句等ニ付テハ充分研究セラレンコトヲ望ム而シテ案ノ…第百七十五条ノ四ナルカ本案ハ原案公務妨害ノ罪ノ章中第百五十六条ノ司法裁判ニ関スルモノヲ移シタルモノナルカ此処ニ移シ規定スル方妥当ナリト思料シタルニ依ル」

この提案によって、泉二委員は具体的には第1次整理案156条（第224回起草委員会修正）中の、「裁判の威信擁護」にかかる部分を分離・移設し、新たに設けられた「公ノ秩序ニ対スル罪」の一類型として規定することを目指したのである。そして、この「公ノ秩序ニ対スル罪」には、泉二委員が「不法団結ノ罪、煽動ノ罪、惑乱ノ罪及陸海軍ニ対スル罪」等を一括したと述べていることから分かる通り、治安立法<sup>49)</sup>としての色彩が強い条文が置かれることになる。つまり、これによって、「裁判の威信擁

---

49) 小幡尚「一九四一年刑法改正について—『安寧秩序ニ対スル罪』の新設を中心に—」高知大学学術研究報告58巻121頁（2009年）参照。

護」のための規定は、「公務ヲ妨害スル罪」から治安立法へと、その性格を変更したのである。

この「公ノ秩序ニ対スル罪」の下に配された175条の4は以下の通りである。

「第七十五条ノ四 司法裁判ノ威信ヲ損スル目的ヲ以テ虚偽ノ事実ヲ流布シ又ハ誹謗ノ行為ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」

これを予備草案156条（第224回起草委員会修正）と比較すると、

① 行為の態様が「侮辱若ハ喧騒」と「虚偽ノ事実ヲ流布」から、「虚偽ノ事実ヲ流布」と「誹謗」へと変更

② 法定刑が「二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金」から、「三年以下ノ懲役又ハ禁錮」へと引き上げ

の2点が大きな変更点としてあげられるであろう。泉二委員は、あたかも条文の分離・独立だけを図ったかのように説明するが、実際には中身にも修正が施されていることが分かる。しかし、いかなる理由でこのような修正が施されたのか、議事日誌には全く記載がなく、不明である。但し、法定刑に引き上げについては、第1次整理案156条（第224回起草委員会修正）の分離・移設後に156条に残った「審判の進行確保」のための規定では、前章で確認したように、法定刑が従前のままであったことに鑑みれば、泉二委員からすれば、「審判の進行」を乱す行為よりも、「裁判の威信」を損なう行為の方が当罰性の高い行為である、と考えていたことが伺えよう。

そして、1週間後の第280回起草委員会では、第279回起草委員会の段階では175条の4であった条文が、175条の5に1つ繰り下げられた上で、林頼三郎委員長から唐突に、何の前触れもなく以下のような修正案が提示され、可決される。

「第七十五条ノ五 裁判ノ威信ヲ損スル目的ヲ以テ虚偽ノ事実ヲ流布シ又ハ公然誹謗ノ行為ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」

第279回起草委員会における175条の4との主たる違いとしては、

①「誹謗」が「公然誹謗」へと変更。

② 法定刑が「三年以下ノ懲役又ハ禁錮」から、「五年以下ノ懲役又ハ禁錮」へと引き上げ。

の 2 点が挙げられるであろう。これらの修正の理由についても議事日誌には何の記載もなく、不明である。①の変更については、公然性の要件を新たに付し、処罰範囲を明確にするものとして評価できようが、②の変更については、評価を下すことが困難である。しかし、この第279回及び第280回起草委員会における議論の流れを俯瞰した時、法定刑引き上げの理由を推測することは不可能ではないと思われる。この点は、次章で触れる。

〔第281回起草委員会（昭和10年6月18日）、第282回起草委員会（昭和10年6月25日）及び第283回起草委員会（昭和10年7月2日）〕

第279回及び第280回起草委員会では、「裁判の威信擁護」のための規定の分離・移設と法定刑の引き上げがなされたが、それに続く第281回起草委員会では、再び泉二委員より重大な修正案が提起された。泉二委員は、前回280回起草委員会で可決された175条の5（以下、「175条の5（第280回起草委員会）」）について、再度修正案（以下、「175条の5（泉二再修正案）」）を提出し、審議を求めた。175条の5（泉二再修正案）は以下の通りである。

「第百七十五条ノ五 裁判又ハ檢察ノ威信ヲ損スルノ目的ヲ以テ公然虚偽ノ事実ヲ開示シ又ハ誣謗ノ行為ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」

これと、175条の5（第280回起草委員会）を比べると、

- ① 威信擁護の対象として「檢察」を加えた。
- ② 行為態様につき、「公然誹謗」から「誣謗」へと変更。

の 2 点が違いとして浮かび上がってくる。この修正について、泉二委員は、

「虚偽誣謗ト云フコトニナレハ檢察ヲモ加フルヲ相当トシ『裁判又ハ檢

察』ト改メタリ」

と、説明する。ここで何より注目すべきは、①の修正であろう。この時点で初めて、威信擁護の対象として、裁判と並び「検察」を加えようとする案（以下、「検察追加案」）が表面化したのである。

また、「虚偽誣謗ト云フコトニナレハ」（下線筆者）との説明からも伺えるように、泉二委員は「検察追加案」のために、「公然誹謗」から「誣謗」へと変更したことが分かる。この、「公然誹謗」から「誣謗」への変更した点については後に検討する。

さて、第281回起草委員会では、175条の5（泉二再修正案）につき、

「懇談審議ノ結果右修正案ニ付テハ賛成者少ナキヲ以テ泉二委員ヨリ撤回スル旨ノ申出アリタルニ依リ修正案ハ之ヲ撤回シ前回修正可決ノ条文ヲ存置スルコトス」（林委員長）

とあるように、泉二委員は、175条の5（泉二再修正案）をいったん撤回している。但し、同回では175条の5（泉二再修正案）についての実質的議論はなされていないようである。議論が展開されるのは翌第282回起草委員会を待たねばならない。

第282回起草委員会において再議に付された案は、175条の5（泉二再修正案）と同一のものであるが、これが実際に議論の俎上に上る過程については若干の説明を要する。

同回において当初議論されていたのは、「不法公表ノ罪」についてであった。この「不法公表ノ罪」とは、第260回（昭和9年12月18日）、第262回（昭和10年1月22日）、第263回（昭和10年1月29日）の各起草委員会において議論されていたものである。その内容は、従来、出版法（明治26年公布）や新聞紙法（明治42年公布）に置かれていた、公判前に予審の内容等について公にすることを禁じる規定を、刑法典に規定しようとするものである。実質的な議論が終了した第262回起草委員会時点で、「不法公表ノ罪」は以下の通り、全3条から構成されていた。

「第 章 不法公表ノ罪

第 条 公判開廷前刑事訴訟ニ関スル書類ヲ公ニシタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス公判開廷前捜査又ハ予審ノ手續又ハ其ノ内容ヲ公ニシタル者亦同シ

第 条 公判ヲ停メタル訴訟ノ手續又ハ其ノ内容ヲ公ニシタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス

第 条 刑事々件ニ関シ虚偽ノ事項ヲ公ニシタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千元以下ノ罰金ニ処ス<sup>50)</sup>

これらの条文の内、その第1条文及び第2条文につき、第279回起草委員会において新設された「公ノ秩序ニ対スル罪」の下に規定しようという泉二委員の提案が、同回では冒頭から議論されていた。結果として、これらの条文は、第1条文については、

「第七十五条ノ八 公判開廷前捜査又ハ予審ノ内容ヲ公ニシタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス」

と修正された上で、「公ノ秩序ニ対スル罪」の下に規定された。

第2条文については、泉二委員は175条の9として移設することを求めていたものの、草野豹一郎委員の、

「本条ト趣旨ヲ同ウスル規定カ現行新聞紙法ニアリ尚前条ニ於テモ充分賄フコトヲ得ヘキモノト思料スルヲ以テ削除シテハ如何」

との意見が通り、削除される。先述の通り、泉二委員が「不法公表ノ罪」中、「公ノ秩序ニ対スル罪」の下に移設を望んでいたのは、第1条文及び第2条文のみであり、第3条文については特段何も述べていない。

さて、泉二委員は、この「不法公表ノ罪」の移設に絡め、前回第281回起草委員会で自ら撤回した175条の5（泉二再修正案）を再議に付すように求める。彼の主張は以下の通りである。

「第七十五条ノ八ト第七十五条ノ九トハ先ニ可決トナリタル不法公表ノ罪ノ第一番目及第二番目ノ条文ヲ其儘此処ニ移シタルモノ其ノ第三番

---

50) 章番号及び条番号が空欄なのは、刑法典中のどこに規定するか、その段階で決まっていなかったためである。

目ノ条文ハ前回撤回シタル第七十五条ノ五ナルカ此処ニ第七十五条ノ八及第七十五条ノ九トシテ並ヘ考ヘル時尚第七十五条ノ五ノ如キ条文ノ必要ナルコトヲ感スルヲ以テ第七十五条ノ九ノ次ニ前回撤回シタル第七十五条ノ五ヲ更ニ第七十五条ノ十トシテ存置スルコトト致シ度シ」  
(下線筆者)

しかし、この説明を額面通り受け取るのは適切ではないだろう。というのも、ここで泉二委員が「不法公表ノ罪」の移設案を提案したことは、やや唐突の感を免れず、その必要性がことさらに強かったとも考えられないからである。むしろ、前回賛同を得られず、撤回せざるを得なかった、175条の5（泉二再修正案）を再議に付すため、その道具として、これらの移設案を提案したと考えた方がより実情に近いのではないかと思われる。いずれにせよ、これによって、175条の5（泉二再修正案）を再度、起草委員会に提案することが可能になったのである。

さらに、第282回起草委員会において、175条の5（泉二再修正案）が実際に議論の俎上に上がったのは、これを直載に取り上げたからではない。具体的には、林委員長以下の発言をきっかけに、思わぬ方向に議論が進んだ結果、取り上げられることになったのである。

「次ハ先ニ配布シタル不法公表ニ関スル罪ノ中第三番目ノ条文ヲ議題トス

第 三 条 刑 事 事 件 ニ 関 シ 虚 偽 ノ 事 項 ヲ 公 ニ シ タ ル 者 ハ 二 年 以 下 ノ 懲 役 若  
ハ 禁 錮 又 ハ 三 千 円 以 下 ノ 罰 金 ニ 処 ス」

このように、「不法公表ノ罪」の第3条文が林委員長によって突如議題に上げられる。繰り返すが、泉二委員は第3条文については移設の提案をしていない。しかし泉二委員は、林委員長発言に続く形で、第3条文の立案趣旨を以下のように説明する。

「立案ノ趣旨ハ未タ刑事々件ノ確定セサル前色々ナ『デマ』カ飛ヒ夫レカ為其ノ者ノ信用ヲ毀損スルコト決シテ少ナカラサルヲ以テ夫レカ防止ヲ為サントスル意ニ外ナラス」

この説明をどのように理解すればよいか。泉二委員のいう「其ノ者ノ信用ヲ毀損スルコト」の「其ノ者」が誰を指すのか、明確には示されていない。しかし、刑事事件が確定する前に、「デマ」によって名誉を傷付けられる可能性がもっとも高いのは、通常「被告人」であると考えられよう。であるとすれば、泉二委員が第3条文の移設を提案しなかったこともその限りにおいて理解できる。被告人の名誉の保護が保護法益であれば、「公ノ秩序ニ対スル罪」の下に規定する必要がないからである。

その後、ごくわずかな議論を経て、木村尚達委員が議論を大きく変える提案をする。

「先ニ提案者ヨリ撤回トナリ本日更ニ其ノ復活ヲ希望セラレタル第一百七十五条ノ五ヲ此場合復活シ審議シテハ如何」

つまり木村委員は、第3条文に関する審議を中止し、その代わりに175条の5（泉二再修正案）を再度審議してはどうか、と提案したのである。結果として、木村委員の提案が受け入れられ、175条の5（泉二再修正案）が議論されることとなり、それに伴い、第3条文は消滅する。つまり、175条の5（泉二再修正案）は再議に付されることとなったが、その経緯は、泉二委員が当初考えていたような、175条の5（泉二再修正案）を直接に議題にする、といった形ではなく、議論の流れの中で取り上げられた、と言った方が正確であろう。もっとも、これは単に経緯の問題だけではなく、制度設計の本質に関係し得る問題でもある。第3条文は先の泉二委員の説明によれば、「被告人の権利（名誉）保護」のための規定であった。この点、私見では第3条文の規定方法は、処罰の対象となる行為の規定の仕方として、やや広範に過ぎる点があると思われる。だが、「被告人の権利（名誉）保護」という条文の理念を残しつつ、条文に修正を加えていくことも、また考えられないことではなかった。しかし、第3条文が「公ノ秩序ニ対スル罪」の一環として議論された時、条文内容の欠点に注目され、本来の「条文の理念」という点にはさして関心が払われなかったようである。その結果、「被告人の権利（名誉）保護」のための条文は仮

案からは消えたのである。

ここで若干話が前後するが、この議論の転換についての林委員長の見識を確認する。林委員長は翌第283回起草委員会で、

「尚前回ニ於テ泉二委員提案ノ第七十五条ノ十ノ『刑事々件ニ関シ虚偽ノ事項ヲ公ニシタル者ハ云々』ノ規定ハ先ニ仮決議ト為リタル不法公表ノ罪ノ第三条文ト同様ノ規定ナレトモ余リ広過クルトノ事ニテ更ニ第七十五条ノ五ヲ審議スルコトトシテ之ニ代フルコトトナリタリ」

と説明するが、この説明は誤っている。先に見たように、泉二委員が175条の10として提案したのは、明らかに第281回起草委員会で撤回した、175条の5（泉二再修正案）である。この点は林委員長の思い違いであろう。この、「思い違い説」が正しいとすれば、第282回起草委員会で何故林委員長が唐突に「不法公表ノ罪」の第3条文を議題として取り上げたか、その理由の推測が可能である。つまり、林委員長は、不法公表ノ罪の第1条文及び第2条文の移設が泉二委員によって提案された際、第3条文も同時に移設を提案されたと思ひ込んだのであろう。だからこそ、林委員長は、第282回起草委員会において突如、第3条文を取り上げたのである。

さて、話の流れを元に戻し、木村委員の提案以降、175条の5（泉二再修正案）が起草委員会においてその後どのように取り扱われるか、確認する。

第282回起草委員会では、議事日誌からは175条の5（泉二再修正案）について積極的な反対意見が表明された形跡がない。賛同が得られず、提案者自らが撤回せざるを得なかった前回第281回起草委員会とは状況が一変している。なお、岩村通世委員が、

「裁判ト檢察トヲ別ケテ規定シテハ如何」

と発言しているが、それに対して小野清一郎委員が、

「其ノ必要ナシ」

と応答している。

同回で問題になっているのは、専らその威信を損する行為態様として、「誹謗」とするか「誣謗」とするかといった点であった。この点につき、

泉二委員は、175条の5（泉二再修正案）において、行為態様を「公然誹謗」から「誣謗」へと変更したことに対し、

「誹謗トスルコトカ余リ広クナル様感セラレタルヲ以テ最初ハ誣謗ト為シタルモノナリ」（下線筆者）

と説明している。これから分かるように、泉二委員は、当初は行為態様を「誹謗」から「誣謗」へと縮限してでも、175条の5（第280回起草委員会）に「檢察」を加えようとしていたのである。泉二委員の、「檢察追加案」を可決させることへの強い決意が感じられる。さらに、「最初ハ」という言い方から、議事日誌には表れていないが、この段階で「誣謗」を「誹謗」へと再度拡大したいという意向が、おそらく泉二委員から内々に起草委員会委員に対し示されていたのであろうことも推察される。結局、同回では採決に至らず、翌第283回起草委員会に結論が持ち越される。

第283回起草委員会では、小野委員が、

「檢察ニ関スル場合ニハ虚偽事実ノ流布ヲ罰スルコトハ格別、誹謗ノ行為ニ付テモ裁判ニ関スル場合ト同様ニ罰スルコトハ考慮ヲ要スヘシ」（下線筆者）

と述べている。やはり、「誣謗」から「誹謗」へと拡大したいという意向が起草委員会委員らに内々に示されていたのであろう。さらに、この段階でようやく、八並武治委員から、「檢察追加案」に対する具体的意見が表明される。

「弾劾式訴訟主義ノ下ニ於テ檢察ニ対スル誹謗行為ヲ処罰規定トスル事ハ考慮ヲ要スヘシ」

この八並委員の意見がどのように取り扱われたかは判然としない。議事日誌には八並委員の発言の次に「(懇談)」と記されるのみである。そして、その懇談の後、林委員長は以下のような修正案を示し、採決する。

「第百七十五条ノ五 裁判ノ威信ヲ損センコトヲ図リテ虚偽ノ事実ヲ流布シ又ハ公然誹謗ノ行為ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 檢察ノ威信ヲ損センコトヲ図ルニ出テタルトキ亦前項ニ同シ」

採決の結果、上記修正案が可決された。その結果、「檢察追加案」は採用され、「誣謗」から「誹謗」へと、処罰対象となる行為態様も拡大された。これが、「第2次整理案」（以下、「第2次整理案175条の5」）となる。

第2次整理案175条の5は、条番号が214条となり、第1項の「損センコトヲ図リテ」を「損スルコトヲ目的トシテ」、第2項の「損センコトヲ図ルニ」を「損スル目的ニ」と変更した上で、第19回調査委員会に上程される。この、上程された条文を以下、「起草委員会成案214条」と呼ぶ。

なお、「公ノ秩序ニ対スル罪」は、第347回起草委員会（昭和13年4月5日）にて、「安寧秩序ニ対スル罪」と章名が変更されている。

## 第2節 調査委員会における審議過程

〔第19回調査委員会（昭和14年1月17日）〕

調査委員会において、起草委員会成案214条の規定に疑問を呈したのは、「審判の進行確保」の際と同じく、山岡委員である。山岡委員は、

「二百十四条に付て御尋ね致したいと思ひます。此の法廷の威信を保持しなければならぬと云ふことは、私も至極同感であります。詰り司法権を立派にして行くと云ふことが、何としても是は必要なことであります。之に依て国民の権利義務を擁護する、司法権が立派であることに依て、其の他の国権作用が多少適当ならざるものがありましても、総て此処で是正されますので、之に依て国民は最後の判断は何れ正しく判断を受けると云ふことで安心が出来るのであります。でありますから法廷の威厳を維持して行くことは、私は全く起草委員と同感であります。併しながら之も行き過ぎると、其の職に在る人がさう云ふ考はしないと思ひますけれども、矢張り考へ方が単調になつて来ると、斯うも考へねばならぬと云ふ深き思慮をしないやうな虞れがないとはしない。法廷の威厳と云ふものは裁判長初め其の他の列席される人達の力に依て実は維持出来るのが本旨でなければならぬ。法規に依て之を維持すると云ふことは余り望ましいことではないのであります。望ましいことではないのでありますけれども、在来法廷の

威信を障害するやうな行動が経験上あるのでありますから、それであるから其の前に既に百八十一条に於て法廷の威信は之を保持しなければならぬと云ふことは既に其の規定も適当なりと認められて居るのであります。茲に法廷外に広く斯う云ふやうな規定を置くと云ふことは果して必要であるかどうか。』<sup>51)</sup>

と、泉二委員に問うている。対して泉二委員は、

「百八十一条に規定してあることは、直接に公務の執行を妨害すると云ふ直接の影響を持つて居る。所が二百十四条の場合はさう云ふのとは違つて、間接には是が為に非常に裁判の公正なる運用に対して、世間の信頼を無くするやうなことになるに於て、公務の執行の妨害になると云ふ結果を生じますけれども、それは間接で寧ろ直接の狙ひ所は安寧秩序に対する罪と云ふ風に分ける方が宜からうと云ふので、百八十一条と二百十四条とに分けて規定したのであります。イギリス、アメリカあたりでは、之を両方とも一緒にコンテンプト・オブ・コートとしてそれに属するものとして見て居ると云ふことは無理のないことであると思ひます。それから直接百八十一条に規定してあるやうな事柄などは、実は法廷の秩序維持権が實際働かならば、それ程の必要はないかも知れぬ。寧ろ当局の必要から考へますと云ふと、二百十四条の方が大切なのであります。』<sup>52)</sup>

「第二項に付ては、是は一項に付てよりも大きな問題になることであらうと思つて居りますけれども、兎に角、是は檢察と云ふものが国家機関の働きと致しまして、此の法が此の第二項に規定するやうな行為に付て其の取締が出来ないと云ふことになりますれば、矢張り檢察は司法権の運用の入口になるのでありますからして、全体の運用に対して非常な悪影響を及ぼすことは言ふを俟たぬので、矢張り二項のやうな規定も必要なものであらうと云ふ、斯う云ふ見方で此の規定が出来て居るのであります。』<sup>53)</sup>

---

51) 法務省大臣官房調査課編・前掲注21)316頁。

52) 法務省大臣官房調査課編・前掲注21)317頁。

53) 法務省大臣官房調査課編・前掲注21)317頁。

と答えている。この、山岡委員の質疑とそれに対する泉二委員の答弁については、次章で検討を加える。

同回では、先に挙げた山岡委員の質疑以外に、起草委員会成案214条に対して質問する者もなく、結果として上程時の内容のまま可決され、その後仮案243条となる<sup>54)</sup>。

以上が、仮案における裁判所侮辱に関する規定の成立過程である。次章では「おわりに」として、これまで見てきた成立過程における議論を基に、仮案における裁判所侮辱関連規定についてさらなる検討を加える。

## 終章 おわりに

さて、これまで仮案における裁判所侮辱についての規定を、その成立過程での議論に主な焦点を当て見てきた。それらを踏まえて、改正刑法仮案における裁判所侮辱の位置付けを改めて検討する。

### 「審判の進行確保」と「裁判の威信擁護」

まず、一見して明らかなのは、「審判の進行確保」と「裁判の威信擁護」という、仮案における裁判所侮辱の2つの目的の内、後者に議論の重点が偏っていたことである。議論の偏りは、起草委員会委員らが、「審判の進行確保」の利益よりも「裁判の威信擁護」の利益を重視し、関心を寄せていたことを示すものであろう。それは、前者に関する仮案212条違反の場合の法定刑が、「二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金」であるのに対し、後者に関する仮案243条違反の場合の法定刑が、「五年以下ノ懲役又ハ禁錮」と、相当程度重くなっていることから伺うことができる。また、泉二委員が「直接百八十一条に規定してあるやうな事柄などは、実

---

54) 但し、第2項「同シ」は仮案では「同じ」と濁点が付いている。

は法廷の秩序維持権が実際働くならば、それ程の必要はないかも知れぬ。寧ろ当局の必要から考へますと云ふと、二百十四条の方が大切なんです。」(第19回調査委員会・再掲)と明確に述べている点からも実証可能である。

### 泉二委員の影響と「刑事罰化」・「治安立法化」

そして、議論の中心にいたのは、常に泉二委員であった。従って、仮案における裁判所侮辱に関する規定は、泉二委員の影響を強く受けていたと考えることができよう。

では、泉二委員が仮案成立過程において、裁判所侮辱関連規定を立案・議論するに当たり、重視した点とは一体何であったのか。この点、議事日誌から見ると、以下の2点が泉二委員の考えを理解する上で重要な意味を持つ議論だったのではないかとと思われる。

第1に、第224回起草委員会における、金山委員による、第1次整理案156条不要の主張に対する泉二委員の答弁である。ここで彼は、「裁判所構成法ノ規定ノミニテハ不充分ナリトノ理由ニテ本条ヲ規定スルコトトセラレタリ」(再掲)と述べており、そこから、彼が裁判所構成法上の裁判所侮辱に対する対処では不十分であると考えていたことが明らかになった点は、先に述べた。しかしそれ以上に、泉二委員は、裁判所侮辱、特に「裁判の威信擁護」のために、それを損なう者に対する「制裁の形式」を変更することを意図していたと見るべきではないか。つまり、裁判所構成法上の裁判所侮辱に対する制裁規定が、「秩序罰」<sup>55)</sup>としての性格を持つものであったことを考えれば、制裁が軽いのはむしろ当然ともいえる。ここでは、単に制裁が軽いから重くするといった、いわば「厳罰化」傾向に振れた、いったような表面上の問題として捉えるのではなく、裁判所侮辱に対する立法側の対処が、「秩序罰」から「刑事罰」への変更という、制裁の

---

55) 第224回起草委員会における小野清一郎幹事の発言。

本質的部分の変容をもたらしたことに注意を向けるべきであると考え。その上で、第1次整理案（及び予備草案）156条では、明文を以て「裁判の威信擁護」がその保護法益の1つとして規定されている点を想起すると、第1次整理案（及び予備草案）156条の立案意図の一面が浮かび上がってくる。それはつまり、先述した、旧刑法から現行刑法への改正時に削除された「官吏侮辱罪」を、裁判所侮辱の中に取り込み、刑事罰発動の可能性を復活させることを図ったという点である。そして、その意図は、仮案の成立を以て成し遂げられたのである。

さらに「刑事罰」化した上で、「裁判の威信擁護」に関する規定を、「公ノ秩序ニ対スル罪」（後に「安寧秩序ニ対スル罪」）の下に分離・移設したことは、「裁判の威信擁護」のための規定を、治安立法の1つとして位置付けることを意図していたことを示すものである。また、泉二委員の、第19回調査委員会での「直接の狙ひ所は安寧秩序に対する罪と云ふ風に分ける（こと）」（再掲）という発言からも、そのような意図を読み取ることが可能であろう。そして当時の治安立法を、治安維持法といった「直接的な抑圧取締」の他に、「より広い対象を統制…するという機構・機能」という治安体制の「副翼群」<sup>56)</sup>であると見ることは、第279回から第280回の起草委員会にかけて、1週間のうちに2度に渡って大幅に法定刑を引き上げた<sup>57)</sup>ことを理解する、1つの背景を提供するものではないか。

### 「検察の威信擁護」

第2は、「裁判の威信擁護」の規定に「検察」を威信が擁護されるべき

---

56) 荻野富士夫「総力戦下の治安体制」倉沢愛子＝杉原達＝テッサ・モーリス・スズキ＝成田龍一＝油井大三郎＝吉田裕編『岩波講座アジア・太平洋戦争2 戦争の政治学』156頁（岩波書店、2005年）参照。

57) 第279回起草委員会前は、予備草案156条（第224回起草委員会修正）の法定刑が「二年以下ノ懲役又ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金」であったのが、第279回起草委員会で「三年以下ノ懲役又ハ禁錮」に引き上げられ、さらに第280回起草委員会で「五年以下ノ懲役又ハ禁錮」へと再度引き上げられている。

対象として追加することを目的とした、一連の「検察追加案」についての泉二委員の発言である。第281回から第283回にかけての起草委員会での泉二委員の発言からは、この「検察追加案」に対する強い意欲が感じられるが、その一方で泉二委員は、第19回調査委員会において「第二項に付ては、是は一項に付てよりも大きな問題になることであらう」（再掲）と述べていることから分かるように、これが批判に晒される可能性についても認識していた。

では、その危険を冒してまでも、泉二委員が「検察追加案」を推進したのは何故か。やはりそこには、当時の時代背景というものがか濃く反映されていると見るのが適当ではなからうか。例えば、いわゆる「思想検事」<sup>58)</sup>の存在というものも、そういった時代背景の1つとして挙げられよう。思想検事は特高警察と並び、当時の治安政策の大きな担い手であった。思想検察の役割が「社会運動の抑圧取締にとどまらず、社会それじたいの監視と統制・動員」<sup>59)</sup>へと進む中で、「検察の威信」が損なわれる事態は、即ち、治安政策に対する重大な危機であった。そして、上記のような事情を踏まえると、仮案243条2項は、治安立法という側面を有しつつも、「裁判の公正なる運用に対して、世間の信頼を無くするやうなこと」（第19回調査委員会における泉二委員の発言・再掲）を防ぐための規定であると説明された同条1項以上に、治安立法という側面がか濃く反映された規定であると言えるのではなからうか。

なお、当然のことであるが、上記のような「治安政策・治安維持」という観点だけでなく、刑事司法制度という観点からも、仮案243条2項を検討する必要がある。その意味で、第283回起草委員会における八並委員の意見については、本来、より十分な議論がなされるべきであった。処罰の対象となる行為が「誣謗」か「誹謗」という議論も、その議論自体は重要ではあるが、それ以上に、大正刑事訴訟法において刑事裁判が弾劾主義の

---

58) 思想検事については、荻野富士夫『思想検事』（岩波書店、2000年）参照。

59) 荻野・前掲注58)87頁。

下で理解される中、「検察」を「裁判」と同列の「威信が擁護されるべき存在」として位置付けることの是非について、より検討がなされるべきではなかったか。「弾劾訴訟ノ当事者ハ其権利義務ニ於テ同等ナル」<sup>60)</sup> ことが求められる中で、「検察は司法権の運用の入口になる」（第19回調査委員会における泉二委員の発言・再掲）から、検察の威信を損なうことは、「全体の運用に対して非常な悪影響を及ぼす」（同）という検察追加論の立場からの主張は、具体性に欠ける上、それほど有効でもなく、また成功しているとも考え難いのである。

### 「裁判の威信擁護」再考

では、そもそも「裁判の威信」とは、如何なるものなのだろうか。そして、それは、刑事罰を準備して擁護すべきものなのだろうか。この点について、第19回調査委員会における山岡委員の発言、及び予備草案156条に対する名古屋控訴院の意見の検討を通して考察する。

第19回調査委員会において山岡委員は、「既に百八十一条に於て法廷の威信は之を保持しなければならぬと云ふことは既に其の規定も適当なりと認められて居るのであります。茲に法廷外に広く斯う云ふやうな規定を置くと云ふことは果して必要であるかどうか。」（再掲）と述べている。ここから伺えるのは、山岡委員は、審判の進行確保のための規定である起草委員会成案181条を「法廷の威信」を保持するための規定であるとも認識していたということである。つまり、山岡委員は、審判の進行を乱すことこそが即ち「法廷の威信」を損なうことであり、そのような、審判の進行を乱す事態への対応を準備するだけで十分であると考えていた。だからこそ、起草委員会成案214条のような、「裁判の威信擁護」といったものを前面に出した規定は不要であると考えたのである。一方、泉二委員に代表される起草委員会成案214条の立案者は、「裁判の威信擁護」のための規定を

---

60) 豊島直通『修正刑事訴訟法新論』53頁（日本大学、1915年）。

独立して設ける必要性を感じており、さらに、その規定は重要度において、「審判の進行確保」のための規定に勝ると考えていた。ここに、「裁判の威信」というものに対する認識の相違が明らかになる。

では、泉二委員らが考える「裁判の威信」とは如何なるものなのか、明らかにする必要があるが、この点、仮案成立過程においては全く議論されていないのである（これは、「検察の威信」についても同様である）。「威信」というものが、改めて定義するまでもないほど明確なものとは言えない以上、「威信」の意味するところを探る議論は、「裁判の威信」を擁護するための規定を成立させる上で決定的に重要な意味を持つはずであった。従って、この議論が欠落した以上、本規定は、その正当性を著しく損なうものとなったと評価する他ないのではなからうか（この点は、「検察の威信」についても同様か、あるいはそれ以上に問題性を指摘し得る）。そして、具体的な審議の進行から離れた、抽象的な「裁判の威信」といったものを損する者に対する制裁として、「審理の進行」を妨害する者に対する制裁より重い刑事罰を準備することの是非についても、本来十分な検討がなされる必要があったのではないかと思われる。つまり、そうした検討をほとんどすることなく成立した仮案243条1項は、仮に立法化されていた場合、擁護の対象である「威信」が如何なるものか明らかにならないまま、ただ刑事罰による威嚇を準備するのみとなり、結果として国民に司法への不信感を抱かせかねない危険なものであったと言えよう。なお、「裁判の威信」をそのように解する以上、弾劾主義制度の下で「検察の威信」を、刑事罰という威嚇の下で擁護しようとする仮案243条2項については、「裁判」の場合以上に正当化するのが困難である。

そういった中で、予備草案156条に対して名古屋控訴院が寄せた意見は貴重である。「裁判所自ラ被害者トナルコトハ厳正公平ナル裁判所ノ地位ヲ傷ケ却テ裁判ノ威信ヲ失墜スルノ虞アル」（再掲）という同控訴院の考えは、先にも述べたように、刑罰を準備すること自体を拒否することによって、国民の間に裁判所への信頼を醸成させ、それによって裁判の威信

の擁護を図る事を目指したものであると評価できる。

私見は、「裁判の威信」擁護の必要性は否定しないが、それは上記名古屋控訴院の意見の根底にあるであろう、国民一般からの信頼によって支えられるべきものであると考える。かつて、アメリカ合衆国連邦最高裁判所判事であった Felix Frankfurter は、ある判決で以下のように述べている。

「財力も武力も持たない裁判所の權威は、最終的には、継続的な国民の信頼に支えられている。」<sup>61)</sup>

と。「裁判の威信」も全く同様であると思われる。「裁判の公正なる運用に対して、世間の信頼を無くするやうなこと」（第19回調査委員会における泉二委員の発言・再掲）を防ぐために設けられた刑事罰による威嚇は、「継続的な国民の信頼」にとって、それを損なう方向に働くことはあっても、強化する方向には働かないのではないか。そして、先の名古屋控訴院が示した懸念は、まさに、このような点にあったと見ることができよう。

## 総 括

これまで検討してきたことを総括するならば、「裁判の威信擁護」に関する部分は、先述のように司法に対する不信感を抱かせ、威信擁護に資さないどころか、それを損なう可能性がある規定であると言える。また、「検察の威信擁護」に関する部分は、当時の弾劾主義的刑事裁判制度からも整合的に理解するのは困難である。さらに、「審判の進行確保」に関する部分も、本来であれば、本当に裁判所構成法所定の法廷警察権の行使では不足なのか、十分な議論がなされるべきであったが、それがなされず、安易に刑事罰を準備するという結論を招いている。つまり、仮案における裁判所侮辱関連規定には、成立した条文にも、そして成立に至る過程での議論においても、不十分な点や問題点を含んでいるのである。

では、そのような問題点をもたらした原因は一体何であろうか。この点

---

61) Baker v. Carr, 369 U.S. 186 (1962) at 267.

を検討するに当たり、裁判所侮辱というものの有する性質に対する理解の欠如という観点に焦点を当ててみたい。つまり、裁判所侮辱は「裁判所自ら被害者トナル」(予備草案156条に対する名古屋控訴院の意見・再掲)点において、その他の犯罪とは異なった性格を有しているが、仮案成立に向かう各過程において、この点に対する配慮が十分になされた形跡を各種史料からは伺うことができない。仮案成立過程では、裁判所侮辱に刑事罰を準備する必要性は熱心に説かれたが、裁判所侮辱の性格や本質をめぐる議論は十分になされることはなかった。これこそが、仮案における裁判所侮辱関連規定が、上記のような問題を含んだ規定となったことの、1つの原因であると思われる。

### 残された課題

本稿では、「刑法改正起草委員会議事日誌」を用いて、仮案における裁判所侮辱に関する規定の成立過程を検討してきた。これによって、昭和戦前期における裁判所侮辱をめぐる議論の大枠は把握することが出来た。しかし、泉二委員が裁判所侮辱規定、特に裁判や検察の威信擁護規定の必要性を熱心に説いていた理由である、当時の裁判をめぐる状況(実情)についてはほとんど検討できていない。更に、仮案成立過程における裁判所侮辱をめぐる本質的議論の欠如は、当時の法曹界や学界において、これらの議論が存在しなかったことを必ずしも例証するものではないと思われるが、この点についても、本稿は検討を加えられていない。今後は、こういった点を含め、未だ本格的になされているとは言い難い、我が国における裁判所侮辱に関する研究を深化させていく必要がある。別稿を期したい。

**【追記】** 本研究は、平成23年度香川大学若手研究経費によるものである。